

随意契約の理由書一覧 令和6年9月分

契約日	件名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
9月13日	本庁舎空調用インバータ改修工事	4,334,000	ナラサキ産業株式会社	令和7年3月14日	2号
8月28日	小池小学校音楽室及び事務室空調 設備改修工事	5,056,590	東京熱学株式会社	令和6年11月15日	5号
8月20日	大田区休養村とうぶ別棟階段改修 その他工事	3,564,000	鹿島建物総合管理株式 会社	令和7年1月20日	2号
7月8日	大田区休養村とうぶ窓建具用気密 材補修その他工事	12,485,000	鹿島建物総合管理株式 会社	令和7年1月20日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき